

質問第二三一號

森林作業従事者の健康管理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年八月九日

参議院議長 平田健二殿

森まさこ



## 森林作業従事者の健康管理に関する質問主意書

東京電力原子力発電所事故における避難区域の見直しにより、避難指示解除準備区域においては営林等作業が認められ、放射性物質に係る労働者の安全について定めている「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」の一部が改正され、七月一日より施行された。これにより、営林作業に関しても放射線量の高い森林内における線量管理等が定められた。そのため、作業員の健康管理が重要な課題となつていて、そこで、以下、政府の見解を質問する。

- 一 政府は健康被害防止のために無料で健康診断を受診できる制度を創設しないのか。
- 二 政府は放射性物質に汚染された森林の「施業技術指針」を制定しないのか。
- 三 政府は樹皮等高濃度に汚染された樹木の取扱基準の策定をしないのか。

右質問する。

